

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 王 広涛

論 文 題 目 日中歴史和解に関する研究

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 定形 衛

名古屋大学大学院法学研究科教授 三浦 聡

名古屋大学大学院法学研究科教授 増田知子

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

I 論文の要旨

(問題の所在)

1972年9月の「日中国交正常化」は戦後日中関係史における両国間の「衝突・対立」から「和解・友好」への転換点と見なされ、1978年10月には「日中平和友好条約」の批准書が交換された。しかし、その後の日中関係は、「和解の道」を順当に歩んできたとは必ずしも言えず、日中両国は1980年代に蜜月時代を経験したにもかかわらず、1990年代以後は再び「周期的な悪循環」に陥り、今日も依然として厳しい状況にある。本論文はこのような日中関係の現状に鑑み、なぜ日中の和解への道が困難に逢着し、現在もなお和解の実現ができないのかという問題関心のもと、その解明を試みるものであり、論者は、日中相互の外交政策決定の国内政治的要因に踏み込み、政府・国民双方のレベルから政策決定過程の内在的なメカニズムを究明することで、両国間の対立の諸相と和解実現の可能性について検討していく。

本論文における「和解」概念は、法律学的な意味での和解というよりは、「政治社会学的」観点からの両国間、両国民間の和解として、その政治的、道徳的そして心情的な側面、相互の「友好」、「交流」、「理解」などを含意するものとして捉えられている。また「国内政治」概念については、単に政府レベルの政策決定過程の分析ではなく、国内の多様なアクター間の相互認識、イデオロギー的志向性、さらに政府と国民の間における認識の相互作用などのファクターを考慮に入れたものとして理解されている。

(先行研究について)

従来の日中和解に関する研究のおおくは、日中両国政府の外交関係についての研究が主流となってきた。本論文が焦点をあてる国内政治的要因に着目した研究もみられるが、これらの研究では国内政治の一つの側面にのみに重点を定めて分析がおこなわれているのが一般的である。たとえば、中国の国内政治要因としての共産党独裁体制から説きおこし、その体制のもとで社会的な不安定性や民主化運動が中国政府の愛国主義教育を導き、それが「反日教育」と直結してきたという解釈や、また、日本側の国内要因としては「保守政治」及び「軍事主義化」、「歴史修正主義」が取り上げられ、こうした右傾的な政治的、イデオロギー的動向が「反中」政策を導いてきたとするものなどである。このように「愛国教育=反日」、「保守政治=反中」という認識枠組みに縛られた分析が多く見られるなか、本論文はこうした先行研究の状況を打開すべく、日中両国の国内政治の多面的、動態的な側面に注目し、それが対外政策に如何なる影響を与えているかを比較検討している。先行研究を言語別にみると、英語・日本語文献が多く、中国語文献は少ないのが現状である。これは、日中和解の鍵を握るのが加害国である日本であり、日本における戦争責任や戦後責任の所在、日本の反省と謝罪のありようが問われてきたことを反映しているからでもある。

先行の研究状況を踏まえ本論文が着目する分析対象は、日中関係を悪化させてきた要因のなかでも、「戦争責任問題」と「歴史認識問題」である。戦争責任の問題が戦争行為そのものに直結するのに対して、歴史認識問題はもっぱら戦後の世代が自国の歴史をいかに認識するかという「戦後責任」の問題であり、これら二つの問題を日中の国内政治とむすびつけて認識することで日中

論文審査の結果の要旨

和解への課題と展望がより明確になると考えるからである。

(分析枠組み)

本論文は日中関係の歴史和解を課題に、「寛容」と「記憶」を分析概念として抽出し日中両国間の和解に立ちほだかる問題点を考察する。「寛容」と「記憶」を中心的な分析概念とした理由として論者は以下の点をあげている。

第一は「寛容」と「記憶」を設定することにより和解の諸側面を総括的に捉えることができるという点である。論者は和解に関する既存の研究のなかで最も多く言及されるキーワードを検索した結果、和解の実現にむけて「寛容」と「記憶」の重要性を認識するとともに、その対概念として、「寛容」には「反省」を、「記憶」には「忘却」を設定することで、日中対立の構図から和解への道を相互的かつ総体的に考察することができると述べる。

次に、「寛容」と「記憶」の両概念が、国内の政治過程および両国間の外交関係を比較考察する場合に有用であるという点が挙げられている。「国内政治過程」において、「寛容」と「記憶」の認識主体となるのは当事国の政府や国民であり、日中和解を阻害してきた要因としての日中両国の国内政治メカニズムを分析するにあたり、この二つの概念とその下位概念の検討が有効的となるという。最後に、「寛容」と「記憶」の概念によって、日中関係における歴史和解のための代表的な事例を的確に検証することができるという。つまり、戦争賠償問題は「寛容」と「反省」の具体的な事例として、「南京大虐殺」の語り方は「記憶」と「忘却」によつて的確に分析できるという点である。

(論文の構成)

本論文は以下の三部、七章で構成される。第一部は、日中和解の問題意識を提起し、研究の意味と価値を提示したうえで、「日中和解の政治学」を重点的に分析する視座を提供する(序章と第一章)。特に第一章は、「寛容」と「反省」、「記憶」と「忘却」が「日中和解」(普遍的な意味における和解においても)を理解するに必要な不可欠な分析概念であると指摘し、日中両国国内におけるこれらの概念の受容とその問題点を明らかにする。また、「寛容」と「反省」、「記憶」と「忘却」は二つの事例研究(戦争賠償問題と南京虐殺事件)を直結するものでもあり、事例の整合性と比較検討といった観点からも相応しい分析概念とされている。

第二部は、戦争賠償問題を事例に日中両国の「寛容」と「反省」について実証的な検証を行っている。第二章「中国の対日戦争賠償政策」は、戦後中国の対日寛大政策の起源、政策決定の過程及び政府と人民(国家と社会)の賠償政策の認識における食違いを検証し、第三章「戦争賠償問題に関する日本の対応及び対中政策」、戦争賠償問題をめぐる日本政府の対応、日本国内の賠償認識および賠償問題をめぐって日中関係に齟齬が生じた過程を論じている。

論者は、中国の戦争賠償放棄が一時的には日中国交の正常化にとって有利な選択肢となったが、長いスパンで見れば、決して日中両国の友好と和解を導くものではなかったとし、それは中国の政策が国民の同意を得られなかったというだけでなく、中国側の寛容(寛大)政策が日本側において「寛容」として理解されなかったからであると指摘される。つまり、日本政府の戦争賠償

論文審査の結果の要旨

問題に対する認識がきわめて消極的であったこと、さらに中国側の「寛容」政策を戦略的に利用し、賠償供与の削減と回避に奔走してきたことが、日中間の和解形成を頓挫させ、互いの認識に大きなズレを生じさせたと分析している。

他方、中国では「人民政府」といいながら、文革以前の政策決定においては人民の関与は制度上保障されておらず、日中国交正常化の時の戦争賠償放棄の政策でも辛うじて国民を説得した点が紹介されている。さらに、中国側の一方的な戦争賠償放棄が、たとえ当時の中国国内の反発を招かなかつたとしても、言論の自由が益々進んでいる今日において国民から批判されるであろうことは必至であり、こうした政策が、甚大な人的・物的被害を受けた中国の国民から日本に対する賠償獲得の機会を奪ったことが指摘される。この点からも国内政治の観点から戦争賠償の認識の在り方を考察することの重要性が明記されていく。

さらに、日本における戦争賠償問題についての記述と関連して、論者は日中の賠償観と政策のズレを以下のように比較検討している。即ち、中国政府が賠償問題を道義と責任に関わる問題として認識したのに対し、日本政府はそうした観点を回避し、権力と利益の問題に絡めて捉えようとしたという。日本においては、中国に対して加害責任を認め、それに応じた賠償を支払うべきであるとする一般国民は少なくなかったが、日本政府は到底このような認識をもっていたとは言えないとし、日中それぞれの賠償観に言及している。中国政府は確かに1972年の時点で戦争賠償の請求を放棄したが、それは「侵略戦争」の責任と反省を前提とした放棄であり、これこそが中国の寛大政策のよりどころとなったものであると述べるのと同時に、中国では歴史認識問題と戦争賠償問題がセットで考えられるのに対し、日本側は専ら「国益」を追求し、戦争賠償問題は処理済みという態度で応酬したことを批判している。

第三部は、主として「南京大虐殺」を事例に日中両国の「記憶」と「忘却」を実証的に検証しており、同一の歴史史実の認識に対して日中両国において生じるズレ、さらにズレを生じさせている政治的操作について検討している。第四章『「忘却」と「想起」：中国における『南京大虐殺』の語り方』では、中国において「南京大虐殺」がどのように語られ、またそれが中国政府によっていかに利用されてきたかが、また、第五章『「隠匿」と「加害」：日本における『南京事件』の語り方』では、戦後の日本が過去の加害行為をいかに認識してきたかが明らかにされる。ここでは、日中両国における「南京事件」（「南京大虐殺」）に対する記憶の仕方の相違に注目し、歴史認識を共有することの難しさが示されていく。

論者は、加害者の日本のみを批判の対象とするのではなく、被害者中国の「戦争責任論」と「戦後責任論」にも着目する。日本側の忘却と否認を批判する同時に、中国における南京大虐殺の語り方にもさまざまな問題点が介在していたと認識しているからである。そして、「南京大虐殺」の議論を今日の膠着状況に導いている最も大きな要因として、日中両国による事件の記憶における接点の欠如が指摘される。

ここでは、『人民日報』と『朝日新聞』の記事を用いて戦後日中両国の記憶の仕方が検証され、日中両国における南京大虐殺の記憶、忘却及び想起は一貫してすれ違いを生んできたという。例

えば、1946-1948年の間、東京裁判を契機に、日中両国は共に南京大虐殺事件を報道し、加害の記憶を想起させる側面を強調したが、その後の十数年間、日中両国は共に南京大虐殺について言及していない。そして、1980年代に入って再びこの事件が論壇に登場したが、中国側にみられた忘却の側面が、日本の一部の政治勢力にとって虐殺事件を否定する絶好の口実となってきたという。さらに、1982年以降の中国における「南京大虐殺」の記憶の想起に対し、日本側では「反日教育」のラベルが貼られるが、そうした作為的な側面はあるものの、中国の記事数の増幅は「日本側の否定的な行動と挑発的な発言がまずあって、中国側の批判と反発がそれに伴って起こる」という構図を提示し、日本側の南京に対する記憶の仕方を問い直す必要性を論じている。

また、日本における「南京事件」の記憶についても、中国における虐殺の記憶と同様に二転三転し、決して「定着した」記憶とならなかった点があげられている。その理由として、史実としての「南京事件」は戦時期の軍部の情報封鎖や関連文書の焼却により真実の究明はもとより、加害の記憶の伝達も妨げられてきたこと、また日本の国内政治の保守化やナショナリズムの煽りによって戦争に対する記憶が被害の側面に傾き、加害については無視されてきたことが指摘され、日本が加害責任を感じ始めるのはベトナム戦争を待たなければならなかったと述べる。

第四部（終章）では、上述した事例の比較と検討を行ったうえで、「寛容」と「記憶」の内在的関連性が示され、さらに日中和解の可能性についての選択肢が提示される。日中和解を「寛容」と「記憶」の側面から着目すると両国の主張は以下のようなになるという。日本にとっての理想的な和解のあり方というのは、中国側に「赦してもらい忘却する」とするものであり、他方、中国にとって理想的なあり方は、日本側が「反省して記憶する」というものである。つまり、両国とも和解が自国の問題である以前に、相手国に対しての期待を寄せており、實際上、日本は中国の寛容を求めるとともに加害の歴史を忘却しようとする主張し、中国は日本の無反省を批判するとともに被害の歴史を記憶しようとしていると分析される。そして、今後の和解にむけた課題と展望については、和解の要諦はまずは歴史問題であり、打開策としては歴史問題の原点に立ち返ること以外に選択肢はなく、基本的には政府と国民の二つのレベルでこれらの問題を検証すること、また、同じ歴史事実に対して日中両国の主張と解釈は食い違うかもしれないが、重要なのは最低限の共通認識（合意、コンセンサス）の確立と共有であるという。つまり、日中両国は歴史事実の経緯に対して異なった見解を持つことは合意のもとでは許されるのであり、それを乗り越え「共有される知識」を導き出すこと、この「共有される知識」を前提にさまざまな歴史的な現実を前に、現在から将来にむけて「和解の方向」を見出していくことが不可欠であると結論づけている。

II 論文の評価

本論文は、Iで述べた問題意識のもと日中両国間の和解実現を展望すべく、「寛容」と「記憶」という二つの分析概念を用いて両国の国内政治要因と対外政策の間の内在的メカニズムを描きだすものであり、「戦争賠償問題」と「歴史認識問題」を事例として取り上げている。さらに、論者が分析の中心とする国内政治の諸相に関しては、戦争責任（戦争賠償）と戦後責任（南京事

論文審査の結果の要旨

件の語り方)の双方において比較政治学の視座をもって検討し、政府および国民レベルでの和解に向けた両国間の双務性および総体性の認識を強調している。

こうした問題意識と分析手法による業績は従来の研究には見られなかったものである。先行研究においては特定の事例(戦争賠償問題、謝罪問題、歴史教科書問題など)を一方の国について論じた研究は見られるものの、これらの研究は、本論文のように両国の戦争責任と戦後責任の問題を共通の事例のもとに分析し、その双務性、総体性にまで射程を広げるものではなかった。こうした点で、本論文が「寛容」と「記憶」を主要な分析概念に据え、現状での和解への困難さを政治社会学的視点から究明し、そこから和解への道筋を描こうとした点は大いに評価されてよいものである。第四部の「日中和解の可能性と展望」においては、和解実現の手立てとして、日中政府と国民レベルにおける最低限の「共通理解」と「合意」、あるいは「共有される知識」、「共有される記憶」にむけた国内政治および外交における政策の実行が展望され、本論文の問題意識に対する論者なりの解答が導き出されている。

次に、論文の構成についてであるが、「和解」の定義や分析概念の抽出など内外の文献を渉猟したうえで堅実な概念設定を行っており、戦争賠償問題をめぐる中国側の分析では「友好」と「寛大」を、日本側の分析では「利益」と「道義」を分析視角にして双方を比較検討するなど、両国における戦争賠償に関する認識の相互性、総体性の観点から手堅い分析をおこなっている。また歴史認識問題では「南京事件」の語り方について『人民日報』と『朝日新聞』の記事検索に基づいた比較検討を行うと同時に、その背後にある国内政治状況や相手国の反応との関連性を追究しており分析に厚みが加わっている。さらに終章では戦争賠償問題と歴史認識問題における分析を結合して和解への課題と展望を提示するなど、論文の構成と議論の展開が一貫性の高いものとなっている点も評価できるところである。

事例研究と史資料の収集に関して言えば、本論文は日中両国における戦争賠償問題と歴史認識問題として「南京事件」の語り方を事例研究として扱っているが、前者については、日本の外務省外交史料館のマイクロフィルム、中国第二歴史檔案館編集『中華民国史檔案資料彙編 第五輯 第三編外交分冊』、『日本問題文件彙編第二集』、中国国民党中央委員会黨史委員会『日軍在華暴行——南京大屠殺下冊』、米國務省 *FRUS* に所収された外交史料を用い、また後者については『人民日報』、『朝日新聞』のデータベースを用いた検索によって問題意識の究明と分析上の客観性の向上に努めている。

しかし、論者の問題関心の的確性、分析手法の手堅さにもかかわらず、第四部の「日中和解の可能性と展望」において、和解実現の手立てとして、日中政府と国民レベルにおける最低限の「共通理解」と「合意」といった点に収斂させているが、そこに至るプロセスについての具体的提示がないのは、やや分析のダイナミズムに欠けるとは言えないだろうか。現状において容易に解決できる問題ではないことは理解できるが、本論文が展開してきた政治社会学的な国内政治の比較分析を結合させるためにも、対外政策決定の背後にある国内政治の論理、政府と国民の間に横たわる認識の溝を相互に認識していく政治的実践の営為および学問研究の領域における理論構築

論文審査の結果の要旨

が求められていると思われる。そうしたことが日中間の歴史と歴史の現段階において、政府そして国民が真摯に向き合い、論者がいう双務性と総体性の認識を実践することにつながるのではないだろうか。

次に、国内政治過程の重要性は指摘の通りであるが、対外政策決定のインプット要因としての国内政治は、当該国家の国際政治領域における権力認識、秩序認識、さらに自国の国際的地位の認識と密接に関連して展開するものであり、独立変数として国内政治が設定されるものではない。この点については論者自身意識しており、本論文においても「国際政治と国内政治」に焦点を当て日中和解の政治社会学的分析を行うと記されているのだが、これらの相互連関については、やや具体例の記述が乏しいように思われる。いいかえれば国内政治状況を注視するあまり、国内政治から単線的に対外政策の決定がなされているような印象を与えている点が惜しまれる。

国内政治要因としては多様な観点から分析されてはいるが、それが両国のおかれた国際政治環境、国際政治認識との接点、さらに両国の国内政治および外交の共時的認識にも重点が置かれるとき、国内政治分析がより複合的視座のなかで捉えられ、日中共通の歴史認識、相互理解への道がより明確に提示できたのではないかと思われる。たとえば、中国における共産党権力の正統性の維持と人民友好外交が、中国の米世界戦略に対する認識や冷戦秩序に対する中国の批判的認識などの観点から考慮されたなら、また日本の場合における保守政治と戦争責任の認識に関しては、中国の国連承認問題や米国の東アジア戦略、冷戦期の日本の国際秩序観、中国に対する国際的地位の認識などの視角から考察されたならば、和解に向けた「共通の認識」の提示がより現実味を帯びたものになったのではないだろうか。

以上、本論文の全般的な評価を行ってきたが、本論文は博士（比較法学）の学位申請にかかる課程博士論文であり、これに関して本学では以下（A）から（F）の6項目の判定基準が設けられていることから、最後にこれらの基準に則しての評価を以下に記することにしたい。

- (A) 「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力をはじめ、比較法学・比較政治・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発展・解決に貢献していること。
- (B) 主として比較法学的・比較政治的手法によること。ただし、国際関係を専攻する場合は、国際文書・国際機関の実行等の分析であっても、国内法・国内政治の応用可能性を念頭においたものであればよい。
- (C) 母国の問題を取り扱うため、一次資料として主として母語によるものを持ちいるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めていること。
- (D) 問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの解答が出されていること。
- (E) 従来の研究と比較して独自性が認められること。
- (F) 論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること。

以上の（B）から（F）の基準についてはⅠの「論文の要旨」やⅡの「論文の評価」の全般的評価で言及したところからも、比較政治的手法、史資料の収集と研究動向の分析、問題設定の明

論文審査の結果の要旨

確さ、それに対する論者自身の解答、論理的堅固さなどについては基準を満たしていると考えられる。しかし、(A)についてはこれまで言及してこなかった点であるのでここに評価を記すことにしたい。本論文は「アジア法整備支援」に関しての法律学の領域からのアプローチではないものの、(A)にあるように、日中和解の実現に関して、比較政治、国際関係の領域から両国の現実政治の実態を捉えると同時に、和解に向けた理論構築を目指す論考である。冷戦期からポスト冷戦期への移行、さらにグローバル時代への国際社会の権力構造や秩序の変容のなかで日中両国はともに新たな国際協力に基づく法秩序の構築、国際政治経済関係の基盤形成を担っており、積極的な役割を果たしていくという課題に直面している。こうした課題に取り組む上でも「日中和解」の実現は避けて通ることができず、そのもとでこそ日中はアジアさらに広く国際社会の民主化と平和にむけた貢献ができるであろう。「法整備支援」においては当該地域の歴史理解と政治社会的基盤に根差した支援が求められるが、この点においても日中和解を目指すべく本論文で展開された比較政治の手法、政治社会学的分析はきわめて示唆に富むものであり、有用であると考えられる。以上の観点から (A) も含め、本論文が上記判定基準の6項目を満たしていると判断するものである。

Ⅲ 結論

本論文は冷戦期から今日にいたるアジア国際政治の最も重要な課題の一つである「日中和解」に道をひらくべく、双方の国内政治要因の重要性を指摘し、戦争責任と戦後責任の問題を比較政治学的手法で分析したものであり、従来の研究にはみられない業績である。また、課題および分析視角の設定、論証の一貫性など高く評価できるものであり、全般的評価の箇所では指摘したように、いくつかの課題や問題点は残るものの、このことは、「寛容」と「記憶」を分析概念とし、中国、日本、米国の外交史料、内外の研究業績を渉猟した本論文の成果を些かも損なうものではない。審査委員会は、王広涛氏が日中関係史研究における新たな発展に貢献したこと、また、同氏が独創性を発揮した高度の研究を行うことのできる能力を備えていることを認め、本論文が学位授与に十分に値する優れた研究であるとの結論で一致した。